

ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」ロゴマーク使用に関する要綱

平成 21 年 4 月 1 日決定

令和 6 年 3 月 1 日改定

（目的）

第 1 条 この要綱は、国際連合教育科学文化機関（以下「ユネスコ」という。）が創設した「創造都市ネットワーク」のデザイン分野に神戸市（以下「市」という。）が認定されたことに伴い、ユネスコと市が作成したロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の適正な使用について必要な事項を定めることにより、「デザイン都市・神戸」の取り組みの周知、発信に寄与することを目的とする。

（ロゴマーク）

第 2 条 ロゴマークの使用ガイドラインは別添のとおりとする。

（使用）

第 3 条 ロゴマークは、次の各号に掲げる内容のいずれかに該当する場合を除き、ユネスコ創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」の取り組みの趣旨に賛同するすべての個人・企業・団体等が使用できるものとする。

- （1）神戸の品位を傷つけるとき又はそのおそれのあるとき
- （2）自己の商標や意匠とするなど、独占的に使用するとき又はそのおそれのあるとき
- （3）法令又は公序良俗に反するとき又はそのおそれのあるとき
- （4）特定の個人や事業者、団体、政党、宗教団体を市が支援又は公認しているような誤解を与えるとき又はそのおそれのあるとき
- （5）収益を生み出す活動に使用するとき
- （6）市が、「神戸市における暴力団の排除の推進に関する条例」第 6 条 1 項に基づき、必要な措置を講じるべきと判断したとき
- （7）前各号に定めるもののほか、その使用が前条に定める使用目的に鑑みて不適当であると市が認めるとき

（使用の手続き）

第 4 条 ロゴマークを使用する者（以下「使用者」という。）は、事前に「ロゴマーク使用申請書」（別紙様式第 1 号）（以下「申請書」という。）に必要な事項を記入し、必要な資料を添付して市に提出しなければならない。

- 2 市は、前項の申請内容が第 1 条に定める使用目的に合致するとき、ロゴマークの使用を承認するものとする。
- 3 市が後援名義等の使用承諾をした事業については、使用の手続きを省略することができる。

(使用期間)

第5条 ロゴマークの使用期間は、申請した使用開始日から最長3年間とする。

- 2 申請した使用期間の終了日を超えて継続して使用を希望する場合は、前条第2項の承認を受けなければならない。

(使用上の注意事項)

第6条 使用者は、使用するデザインについて、別添のロゴマークの使用ガイドラインを遵守するものとする。ただし、市が認めた場合はこの限りではない。

- 2 ロゴマークの使用に起因する問題が生じた場合は、使用者が責任をもって対処するものとし、市は一切の責任を負わないものとする。
- 3 市は使用者が本要綱を遵守せずに使用していることが判明した場合は、使用の停止や改善等必要な指示を行うことができることとする。

(使用の取消)

第7条 使用者が、次の各号にあたる場合、市はその承認を取り消すことができる。この場合において、当該使用者に損害が生じても、市はその責めを負わない。

- (1) 前条に定める事項を遵守しなかった場合
- (2) 様式第1号の記載内容に虚偽が認められた場合
- (3) その他この要綱に違反した場合

(その他)

第8条 本要綱に定めるものの他、ロゴマークの取り扱いについて判断しがたい事案が生じた場合は、市の指示に従う。

附則

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年6月21日から施行する。

附則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和4年5月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年１月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和５年４月１日から施行する。

附則

この要綱は、令和６年３月１日より施行する。ただし、この要綱の施行の際現にロゴマークを使用している者又は使用の申請をしている者に係る使用期間については、なお従前の例による。

申請日 令和 年 月 日

神戸市企画調整局 宛

使用者	
担当者	
連絡先	

ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」ロゴマーク
使用申請書

ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」のロゴマークを使用したいので、下記の通り申請します。

記

1. 使用するロゴマーク（該当するものに○を）		
☐ 正式版ロゴマーク	☐ 簡易版ロゴマーク	
		
2. ロゴマークを掲載する媒体		
3. 使用の目的		
4. 使用の期間（使用開始日より最長で3年間）		
令和 年 月 日	～	令和 年 月 日

以上

令和●年●月●日
神企大第●●号

様

神戸市企画調整局
大学・教育連携推進課長

ロゴマーク使用承認書

令和 年 月 日付で申請のありましたロゴマーク「デザイン都市・神戸」の使用について、以下のとおり承認いたします。つきましては、ロゴマーク使用に関する要綱を遵守のうえ、ご使用下さい。

1. 承認番号

2. 使用する期間

3. 留意事項

使用にあたっては、ユネスコ・創造都市ネットワーク「デザイン都市・神戸」ロゴマーク使用に関する要綱を遵守してください。

以上

「デザイン都市・神戸」ロゴマーク使用ガイドライン

DESIGN of CITY KOBE LOGO GUIDELINES

up date 11. 2022 (ユネスコガイドライン変更に伴う修正)

本ガイドラインの一部または全部を発行者の事前承諾なしに改編することを禁じます
本ガイドラインに記載された内容は予告なしに変更されることがあります

KOBE 
CITY of DESIGN



正式版ロゴマーク



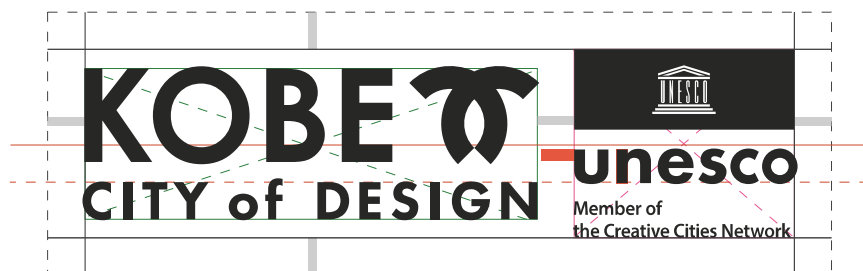
推奨最小サイズ 15mm



神戸市章カラーについて

RGB	R0/G126/B60
CMYK	C100/M19/Y100/K14
HEX	#007E3C

* 色については、指定色以外の使用はできません。



余白について

余白については、点線枠内に、文字や他のデザイン要素が入ることを禁じます。背景として写真やイラストが入るのは可としますが、視認性を損なわないよう注意してください。*Ⅰの文字を基準としています



白黒反転

白黒反転の背景色は、黒以外も使用できますが、視認性を損なわないように注意してください。





KOBE
CITY of DESIGN



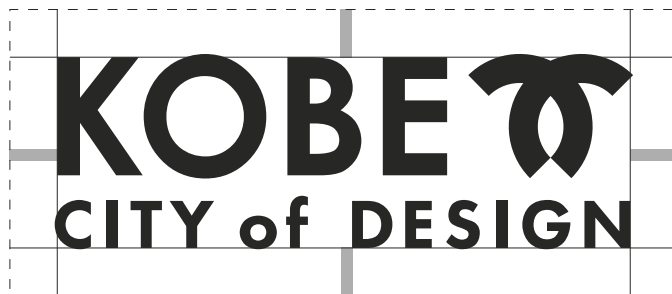
推奨最小サイズ 15mm



神戸市章カラーについて

RGB	R0/G126/B60
CMYK	C100/M19/Y100/K14
HEX	#007E3C

* 色については、指定色以外の使用はできません。



余白について

余白については、点線枠内に、文字や他のデザイン要素が入ることを禁じます。背景として写真やイラストが入るのは可としますが、視認性を損なわないよう注意してください。*Ⅰの文字を基準としています



白黒反転

白黒反転の背景色は、黒以外も使用できますが、視認性を損なわないように注意してください。

オリジナルデータを変形・加工することはできません。下記のような使用はできません。

禁止事項について

(1) ロゴマークは一体として使用するものとし、
一部分のみ使用することはできない。



KOBE

CITY of DESIGN

(2) ロゴマークの縦横の比率の変更、
ロゴマークの加工、変形、変更はできない。

KOBE
CITY of DESIGN

変形（長体・平体・斜体）

KOBE
CITY of DESIGN

回転

KOBE
CITY of DESIGN

反転

KOBE
CITY of DESIGN

要素の距離変更

KOBE
CITY of DESIGN

それぞれの要素のサイズ変更

K O B E
CITY of DESIGN

ロゴタイプの間隔の変更

CITY of DESIGN
KOBE

位置関係の変更

KOBE
CITY of DESIGN

ロゴタイプのフォントの変更

KOBE
CITY of DESIGN

指定色以外の使用

 KOBE
CITY of DESIGN

余白内での他要素の表示

KOBE
CITY of DESIGN

影をつけての使用

KOBE
CITY of DESIGN

視認性を妨げる背景の使用

KOBE KOBE KOBE KOBE
CITY of DESIGN CITY of DESIGN CITY of DESIGN CITY of DESIGN
KOBE KOBE KOBE KOBE
CITY of DESIGN CITY of DESIGN CITY of DESIGN CITY of DESIGN
KOBE KOBE KOBE KOBE
CITY of DESIGN CITY of DESIGN CITY of DESIGN CITY of DESIGN

パターン化